

南加賀公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月3日

南加賀広域圏事務組合管理者 和田 慎 司（署名）

南加賀広域圏事務組合条例第1号

南加賀公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

南加賀公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

南加賀公設地方卸売市場業務条例（昭和58年南加賀広域圏事務組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3 （第69条関係）

種 別		金 額	
卸売業者市場使用料		卸売金額につきその額の1,000分の2.8に相当する額及び卸売場面積1平方メートルにつき	月額 130円
仲卸業者市場使用料		第49条第2項の規定による許可を受けた場合におけるその買入物品の販売金額（消費税等相当額を含む。）の1,000分の2.8に相当する額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき	月額 1,350円
買荷保管積込所使用料		1平方メートルにつき	月額 540円
関連事業者 市場使用料	第1種関連事業	1平方メートルにつき	月額 1,296円
	第2種関連事業	1平方メートルにつき	月額 1,296円
精算会社使用料		1平方メートルにつき	月額 1,080円
銀行使用料		1平方メートルにつき	月額 1,836円
卸売業者事務所使用料		1平方メートルにつき	月額 648円

団体事務所使用料	1平方メートルにつき	月額	1,512円
水産冷蔵庫A使用料		月額	
		1-1・3号室	1,851円
	1立方メートルにつき	1-2号室	1,543円
		2号室	6,583円
水産冷蔵庫B使用料	1平方メートルにつき	月額	2,160円
青果保冷库使用料	1平方メートルにつき	月額	2,052円
青果可動式保冷库A使用料	設備一式	月額	10,800円
青果可動式保冷库B使用料	設備一式	月額	33,480円
バナナ加工所使用料	1平方メートルにつき	月額	2,916円
倉庫A使用料	1平方メートルにつき	月額	972円
倉庫B使用料	1平方メートルにつき	月額	648円
会議室 使用料	大会議室	1回(4時間以内)につき	2,160円
	小会議室	1回(4時間以内)につき	1,080円
土地使用料	1平方メートルにつき	月額	130円

備考 この表により算定した額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を四捨五入するものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。